

公益財団法人日本バスケットボール協会 再審査手続規程

第1章 総則

第1条〔目的〕

本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「本協会」という）の裁定規程第20条第5項および規律規程第31条第5項に基づき、基本規程第10章による懲罰に対する再審査の手続きについて定める。

第2章 再審査の申立てに対する決定

第2条〔本協会による懲罰に対する再審査の手続き〕

- 1 裁定規程第20条第2項および規律規程第31条第2項に定める本協会理事会または事務総長による懲罰に対する再審査申立てについては、第3章に定める不服審査委員会の調査、審議および答申を経て、理事会が処分を決定する。
- 2 本協会理事会は、前項の不服審査委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、新たな処分の決定を行うものとする。

第3条〔委任された団体による懲罰に対する再審査の手続き〕

- 1 裁定規程第20条第3項に定める都道府県協会等による懲罰および規律規程第31条第3項に定める公式競技会の主催者による懲罰に対する再審査申立てについては、本協会の裁定委員会または規律委員会の調査、審議および答申を経て、理事会が処分を決定する。
- 2 前項の場合において、本協会の裁定委員会または規律委員会は、裁定規程または規律規程に従い、当該案件の調査および審議を行い、処分案を作成して理事会に答申する。
- 3 本協会理事会は、前項の裁定委員会または規律委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、新たな処分の決定を行うものとする。

第3章 不服審査委員会

第4条〔不服審査委員会の設置〕

- 1 裁定規程第20条第2項に定める再審査申立てを受けた本協会会長は、速やかに不服審査委員会を設置する。
- 2 規律規程第31条第2項に定める再審査申立てを受けた本協会事務総長は、直ちにその旨を会長に報告するものとし、当該報告を受けた会長は、速やかに不服審査委員会を設置する。
- 3 本協会会長または事務総長は、前2項の規定にかかわらず、再審査申立ての内容から、申立てに理由のないことが明らかな場合には、不服審査委員会を設置せず、当該申立てを却下

することができる。なおその場合、納付された手数料は返還しない。

- 4 不服審査委員会は、当該申立てに対する本協会理事会の処分に関する決定の時まで存続するものとする。

第5条〔組織および委員〕

- 1 不服審査委員会は、3名以上の委員をもって構成する。
- 2 不服審査委員会の委員長および委員は、本協会会長が任命する。
- 3 対象事案に何らかの形で関与したことがある者および当該事案に利害関係を有する者は、不服審査委員として手続きに関与することができない。

第6条〔不服審査委員会の開催〕

- 1 不服審査委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
- 2 不服審査委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 不服審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、また議決することができない。
- 4 不服審査委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。

第7条〔不服審査委員会の手続き〕

- 1 不服審査委員会は、再審査の申立ての対象となった行為につき、当協会の行った処分の当否を審議し、これについての処分意見を記載した処分案を作成して、理事会に答申する。審議にあたっては、裁定規程または規律規程に定める手続による事実の調査を行うことができる。
- 2 不服審査委員会が前項後段に定める事実の調査を行う場合、原則として、申立人に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

第8条〔改廃〕

本規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第9条〔施行〕

本規程は、2018年12月25日から施行する。

2020年12月22日一部改定

2023年3月8日一部改定

2024年4月10日一部改定

2025年7月11日一部改定